

# 合同墓 4月12日(月)受付開始

## 【合同墓とは】

一つのお墓に複数の方々の焼骨（ご遺骨）を一緒に埋蔵する形式のお墓です。

合同墓は、骨壺などから焼骨のみを取り出して埋蔵します。一度、埋蔵した焼骨は二度と取り出すことができません。

合同墓は、1,500体納骨予定（50年使用の計画）ですので、利用にあたっては、ご親族で十分にご相談のうえ、ご検討ください。



## ◆使用できる方

- ①名寄市に住所がある、または、あった方で、親族の焼骨を管理されている方
- ②名寄市に本籍が住所があった親族の焼骨を管理されている方
- ③現在、名寄市営墓地または霊園を使用しており、埋蔵されている焼骨を合同墓へ改葬のうえ、使用場所を返還する方

## ◆使用料

焼骨1体につき15,000円（申請の際1回のみで、その後の支払いはありません）

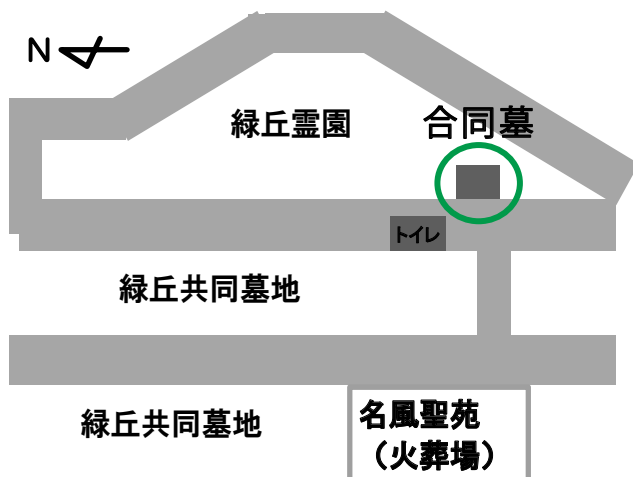
## ◆申し込み窓口

市民部環境生活課（名寄庁舎1階 3番窓口）

## ◆申し込みに必要なもの

- ・印鑑、申請者の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）
- ・申請者の住民票（本籍地記載のもの）ただし、名寄市民の場合は省略可
- ・火葬許可証または改葬許可証

※その他、使用要件に応じて書類を提出いただく場合があります。



▲合同墓位置図

## ◆その他注意事項

- ・納骨日は、5～9月の第2・4金曜日。利用申請時に、日程調整を行います。
- ・生前予約はできません。
- ・墓前を占拠しての宗教的儀式はご遠慮ください。
- ・市主催の宗教的儀式は行いません。
- ・墓参期間は、5～11月。冬期間の除雪は行いません。

## ◆問い合わせ

環境生活課（名寄庁舎1階）  
☎01654③2111（内線3122・3126）